

【令和6年度東近江市小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金】

市内の小規模事業者の**店舗改修費の一部**を補助します！

○事業内容

小規模事業者が、市内の経済団体が行う経営発達支援計画による支援を受けて作成した経営計画に基づき取り組む事業のうち、店舗の改修等に係る部分について工事費用の一部を補助します。

○補助内容

補助率：工事費用の2分の1（上限50万円）※50万円以上の工事に限る。

○補助対象者 ※次のいずれにも該当する者

- (1) 既存店舗の改修等の費用を負担する者
- (2) 小規模事業者であること。（卸売業、小売業又はサービス業を営む小規模事業者）
- (3) 商工会議所又は商工会の会員であること。
- (4) 商工会議所又は商工会が小規模事業者経営発達支援計画に基づいて行う支援を受け事業を実施していること。
- (5) 補助金交付申請書の申請内容に基づき、店舗として3年以上活用する予定があること。
- (6) 市税等の滞納がない者
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員でない者であること。法人の場合は、役員及び社員が暴力団員でないこと。
- (8) 市内で2年以上の営業実績があること。

○補助対象工事

- (1) 既存店舗の改修又は増改築及び附帯施設の工事（新築工事及び購入してきた備品や家電製品等の簡易な取付等が主となるものは対象としない。）
- (2) 市内工事業者と契約して行う50万円以上（消費税を含む。）の経費を要するものであること。
- (3) 併用住宅の店舗改修等工事をするとき、改修後の非住居部分に関するものであること。
- (4) 補助金の交付申請の日の属する年度内に着手し、当該年度の3月末日までに完了し、実績報告を行えるものであること。
- (5) 補助を受けようとする店舗改修等工事について、国、県又は市の他の制度による補助金等を受けていないこと。

■補助対象となる工事

◎店舗の安全性、耐久性、営業収益等を向上させるための改修工事

（例）

- ・増改築工事
- ・内装工事
- ・外装工事
- ・給排水設備工事
- ・空調設備工事
- ・電気、ガス等の設備工事

■補助対象とならない工事

- ・新築工事
- ・備品の購入費用や購入してきた家電製品等の簡易な取付に係る費用
- ・土地の購入費、倉庫又は物置の設置費、仮店舗や仮設に関する費用、工事用機械・用具の購入費、領収書等で用途の明確にできない費用
- ・店舗周辺の外構工事
（※バリアフリー化等は対象とします。）

【裏面を御覧ください】

【申込みの流れ】

※受付期間：令和6年4月19日(金)～6月20日(木)

① 交付申請書類の提出

※商工労政課窓口へ提出してください。

【提出書類】

- 小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業概要説明書（様式第2号）
- 経営発達支援計画による支援を受けて作成した経営計画書
- 個人情報の同意書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- 既存店舗の改修等に係る図面及び見積書
- 既存店舗の位置図及び工事箇所の現況写真
- 商工会議所又は商工会の意見調書
- 直近の決算書2期分（個人の場合は確定申告書）
- 既存店舗の賃貸契約書又は建物登記簿の写し
- 市税等を滞納していないことの証明書
(法人の場合は法人及び代表者個人の分)
- その他市長が必要と認める書類

② 書類確認・ヒアリング・現場確認・総合審査

③ 交付可否の決定

※受付期間終了後、交付可否を決定します。

④ 工事着工

※必ず交付決定後に着工してください。

⑤ 工事完了、支払完了、実績報告書類の提出（3月末日までに）

【提出書類】

- 小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金実績報告書（様式第9号）
- 店舗改修等工事に係る請求書
- 店舗改修等工事に係る領収書
- 工事完了後の写真
- その他市長が必要と認める書類

⑥ 額の確定後、交付請求書類の提出

提出書類

- 小規模事業者既存店舗リノベーション支援事業補助金交付請求書（様式第11号）
- 口座振込依頼書
- 指定口座の通帳等の写し

⑦ 補助金の交付

【申込・問合せ先】

東近江市商工観光部商工労政課

TEL:0748-24-5565

IP:050-5802-9540